

# 同窓会会則

(名称と所在地)

第1条 本会は、静岡県立伊豆総合高等学校土肥分校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。

(組 織)

第2条 本会は、静岡県立伊豆総合高等学校土肥分校、静岡県立土肥高等学校及び静岡県立松崎高等学校土肥分校の卒業生を以って組織し、母校の現職員および旧職員は客員とする。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の融和を図り、教養を高めると共に母校の教育を後援してその振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 母校教育への後援
2. 講演会、講習会、見学旅行等の開催
3. 奨学資金に関すること
4. 会員相互の親睦に関すること
5. その他目的達成に必要なこと

(機 関)

第5条 本会には次の機関をおく。

1. 総 会
2. 常任理事会

(総 会)

第6条 総会は本会の決議機関であって、年1回、母校において定期総会を開催し、総会は会長が招集し、議長となる。なお、総会は書面による開催も可能とする。

第7条 総会は次のことを定める。

1. 会則の変更に関すること
2. 役員の変更
3. 事業報告並びに事業計画に関すること
4. 収支に関すること
5. その他必要なること

(常任理事会)

第8条 常任理事会は、本会の執行機関であって、総会に於て決定した事項の執行に当り、常任理事会は会長が招集し、その議事を処理する。なお、常任理事会は書面による開催も可能とする。

2 常任理事会は、第9条の役員をもって構成する。

3 常任理事会は、年1回の定例会を開催し、必要に応じて臨時に開催することが出来る。

(役員)

第9条 本会には、次の役員を置く。なお、会長は、常任理事の内より、書記担当及び会計担当を選任する。

- 会 長 1名
- 副 会 長 2名程度
- 常任理事 若干名
- 理 事 各地区若干名
- 監 事 1名程度

(役員任期)

第10条 役員任期は各3ヶ年とし、欠員補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任は妨げない。

2 監事の任期は原則として定めない。

(役員任務)

第11条 会長は会務を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代理する。

3 常任理事は、会の仕事を代決し、行事の計画を立てる。

4 理事は、地区会員への連絡をなし、また会員の要望を取り上げて常任理事会へ提出する。

5 監事は会計を監査する。

(役員改選)

第12条 役員改選は、次の方法による。

監事は、会長が会員及び客員中より委嘱する。

2 会長、副会長、常任理事は会員の互選による。

3 理事は各地区会員中より互選する。

(会計)

第13条 本会の経費は、会費並びに寄付金その他の収入を以ってこれに充てる。

第14条 会費は、入会の際1人2,000円を納めるものとする。

第15条 総会、その他の会合に際し経費を要するときは、出席者から会費を集めることが出来る。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(義務)

第17条 会員にして住所、姓名を変更したときは、直ちに校内事務局に届出なければならない。

(附則)

第1条 会則第9条の各地区の理事とは、原則として次の地区とし、必要に応じて他の地区を設置してもさしつかえないものとする。

- ・土肥地区
- ・駿東地区
- ・戸田地区
- ・西伊豆地区
- ・東京地区
- ・関西地区
- ・その他

2 理事は、卒業年度ごとに、男女各1名を原則として選出する。

第2条 会則第4条の3については、別に規則を定める。

第3条 この会則は、昭和34年1月1日から施行する。

附記 昭和38年1月1日 改正

昭和42年1月1日 // (土肥分校、独立による)

昭和43年1月1日 //

昭和51年1月1日 //

令和7年8月3日 //

第4条 会則第16条の改正に伴い、令和7年度会計は、令和7年8月1日に始まり、令和8年3月31日に終わるものとする。